

日本の水質総量削減対策

◇共通の対策（水質汚濁防止法 1970年制定）

- 工場排水対策・・有害物質、重金属、BOD・COD等の排水規制
特定事業場の監視・指導
- 生活排水対策・・下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の整備
- 水質汚濁の状況の常時監視

◇閉鎖性海域における特別の対策

水質汚濁防止法など

CODの総量削減（1979年開始）

全窒素・全りんの水質規制（1993年施工）【88海域】

全窒素、全りんの総量削減（2001年開始）

排水基準

◇ 有害物質に係るもの（対象：すべての特定事業場）

有害物質の種類・・・アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

【許容限度は1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、

亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg】

◇ 生活環境項目に係るもの（対象：1日当たりの排水出水の量が 50m³以上の特定事業場）

窒素含有量・・・120mg/L（日間平均60mg/L）

りん含有量・・・16mg/L（日間平均8mg/L）

濃度規制と総量削減との違い

	濃度規制	総量削減
目的	排水源に近い場所において水質汚濁による環境への悪影響を防ぐため	排出水の最終到達地である閉鎖性海域の水質を管理するため
対象物質	重金属やVOCなど、人の健康や生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質全て	主に富栄養化の原因となる物質
長所	排出源の管理が容易	排出源の状況に応じた調査方法を組み合わせることが可能
短所	場所によっては濃度規制の適さない場合がある	排出水の定性的・定量的な調査を濃度規制よりも厳密に実施する必要がある

◇削減対象となる汚濁発生源

産業系・・・工場・事業場、下水処理場（産業系）

生活系・・・下水処理場（生活系）、し尿処理場、浄化槽

その他・・・畜産、山林・農地・市街地、廃棄物最終処分場、養魚場

総量削減基本方針

- 日平均排水量 50m³ 以上特定事業場
- 濃度×流量＝負荷量
- 負荷量測定義務

- 小型事業場対策
- 未規制事業場対策
- 農業、畜産、漁業等
- 一般家庭
- 底泥除去や覆砂等の底質改善対策

- 下水道と浄化槽等の整備
- 高度処理

総量削減の対象水域及び対象地域

